

議案第43号

木津川市職員倫理条例の一部改正について

木津川市職員倫理条例（平成19年木津川市条例第38号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月7日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

倫理監督者について木津川市職員倫理規則（平成19年木津川市規則第22号）に委任するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第　　号

木津川市職員倫理条例の一部を改正する条例（案）

木津川市職員倫理条例（平成19年木津川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(倫理監督者)	(倫理監督者)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 倫理監督者は、 <u>職員倫理規則</u> で定める者とする。	2 倫理監督者は、 <u>木津川市組織規則</u> （平成19年木津川市規則第4号）第4条第2項に定める者及び市長が別に指定する者とする。
3 (略)	3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。